

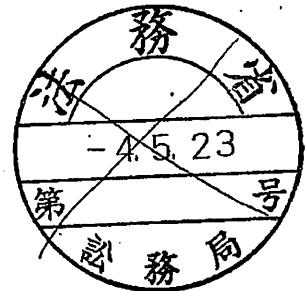
〒100-8977  
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

国

代表者法務大臣 古川禎久 様



事件番号 [REDACTED]  
国家賠償請求等事件  
原告 [REDACTED]  
被告 国



## 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

令和4年5月20日

被告 国

代表者法務大臣 古川禎久 様

〒990-8531

山形市旅籠町2-4-22

山形地方裁判所民事部合議4係

裁判所書記官 富樫 順

電話 023-623-9511 (内線) [REDACTED]

FAX [REDACTED]



原告から訴状が提出されました。

当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。本件は、合議体で審理いたします。

記

期 日 令和4年6月14日(火)午後3時30分

口頭弁論期日

出頭場所 第3号法廷(4階)

答弁書提出期限 令和4年6月7日(火)

出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。

本人又は同居者に発熱等の症状があり、体調がすぐれない場合は、期日前にその旨を担当書記官まで御連絡ください。また、裁判所にお越しの際は不織布マスクを御着用いただきますようお願いいたします。

